

2021 年 1 月 6 日 全 9 頁

2021 年以降の制度改革予定（企業法務編）

金融調査部 主任研究員 横山 淳
主任研究員 金本悠希
研究員 藤野大輝

[要約]

- 2021 年以降も様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。
- 2021 年 3 月に令和元年改正会社法の主要部分（取締役の報酬等、社外取締役の活用等、社債の管理、株式交付関連）が施行される。年前半には、決済法制を見直す資金決済法等改正法、デジタル市場における取引関係の透明化を進める特定デジタルプラットフォーム取引透明化法も施行される。
- 2021 年 6 月の定時株主総会に向けて、春にはコーポレートガバナンス・コードが改訂される予定である。東証の新市場区分においてプライム市場（仮称）に上場する企業を対象に独立社外取締役を 1 / 3 以上とするように求めること、企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）を確保することなどの検討が進められている。
- 東証の新市場区分に関しては、2021 年 9 月～12 月に上場会社による市場選択手続が実施される予定である。
- そのほか、所有者不明土地問題に関する民法・不動産登記法の改正法案の国会提出なども検討されている。

はじめに

2021 年以降も様々な制度改革が予定されている。

本稿では、そのうち企業法務に関連する民法、会社法、金融商品取引法、資金決済に関する法律（資金決済法）、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、取引所規則などを巡る主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

1. 2021 年以降の制度改革（企業法務関連）

2021 年以降に予定／予想（一部は施行済み）される主な制度改革のうち、企業法務に関連する事項を年表形式でまとめたものが次の図表である。

図表 1 主な制度改革の見通し（企業法務関連）

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
2021 年		
3 月 1 日	◇令和元年改正会社法施行＜取締役の報酬等、社外取締役の活用等、社債の管理、株式交付関連＞ ⇒2 (1)	
春～		◇コーポレートガバナンス・コード改訂＜取締役会の機能発揮（プライム市場（仮称）上場は独立社外取締役 1 / 3 以上など）、企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）の確保、グループガバナンス（子会社上場問題を含む）、監査の信頼性確保＞ ⇒2 (2)
～前半	◇資金決済法等改正法施行＜決済法制の見直し＞ ⇒2 (3) ◇特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行＜利用者に対する契約条件の開示など、デジタル市場における取引関係の透明化を進める＞ ⇒2 (5)	◇所有者不明土地に関する民法・不動産登記法の改正法案国会提出？（相隣関係、所有者不明土地・建物管理命令など） ◇銀行等の業務範囲・出資規制（5%ルール）などの一部緩和（予定） ◇「国際金融センター」構想に向けた制度整備＜海外の投資運用業者等の受入れなど＞（予定） ◇金融審議会市場制度ワーキング・グループが報告書を取りまとめ？＜成長資金の供給のあり方、国内顧客に関する銀行・証券の情報授受規制など＞ ⇒2 (4)
6 月 30 日		◇東京証券取引所の上場制度見直し＜新市場区分への移行基準日（9～12 月に上場会社による市場選択手続を実施）＞（予定） ⇒2 (6)

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
年内	◇資金決済法等改正法施行<金融サービス仲介業者の創設> ⇒2 (3)	
12月31日	◇EU ベンチマーク規制 移行期限	
2022 年		
4月1日	◇改正民法（成年年齢）施行	
4月4日	◇東京証券取引所の上場制度見直し<新市場区分への一斉移行日>（予定） ⇒2 (6)	
4月頃	◇個人情報保護法改正法施行<個人の権利の拡充、漏えい等報告義務化、仮名化情報等>（予定） ⇒2 (7)	
2023 年		
～前半	◇令和元年改正会社法施行<株主総会資料の電子提供制度関連> ⇒2 (1)	

【凡例】

（予定）・・・実施・とりまとめなどの「予定」について、公表、発言、報道などがあるもの
 ？・・・・・・「予定」に関する公表、発言、報道などを踏まえた場合に想定される事項、時期

太字・・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

○月～・・・・○月以降

～○月・・・・○月まで

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

(1) 令和元年改正会社法

2019 年 12 月に会社法の一部を改正する法律（令和元年会社法改正法）が成立した。主な内容は次の通りである。

- ①株主の個別の承諾がなくても会社が株主総会資料を電子提供できる仕組みの創設
- ②株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置（提案することができる議案数の制限）
- ③取締役の報酬等の内容に係る決定方針の策定
- ④株式報酬等を付与する場合の手続のあり方
- ⑤補償契約（会社補償）、役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）に関する規定の整備
- ⑥社外取締役を置くことの義務付け
- ⑦業務執行の社外取締役への委託

⑧社債管理者不設置債を対象とする新たな社債管理制度（社債管理補助者）

⑨株式交付制度の創設（自社株式等を対価とする TOB などに活用）

令和元年改正会社法の主要部分は、2021 年 3 月 1 日から施行される。ただし、①（株主総会資料の電子提供）は、公布日（2019 年 12 月 11 日）から起算して 3 年 6 月以内の政令指定日（2023 年前半まで）から施行される。

（主な関連レポート等）

[横山淳「会社法改正法、成立」（2019 年 12 月 12 日大和総研レポート）](#)

[横山淳「改正会社法施行規則 取締役の報酬等の決定方針」（2020 年 12 月 28 日大和総研レポート）](#)

[金本悠希「自社株対価の買収を促す税制措置の創設」（2020 年 12 月 28 日大和総研レポート）](#)

（2）コーポレートガバナンス・コード改訂

2020 年 3 月の『『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』に改訂に続き、2021 年春には「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(CG コード) の改訂が予定されている。

2020 年 12 月に公表された[「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書\(5\)）」](#)では、CG コード改訂に向けて、主に、次のような提言を行っている。

1. 取締役会の機能発揮

(1) 独立社外取締役

◇2022 年の新市場区分移行後の「プライム市場（仮称）」の上場企業に対し、独立社外取締役について取締役会全体の 1 / 3 以上の選任を求めるべき。

◇それぞれの経営環境や事業特性等を勘案して必要と考える企業には、独立社外取締役の過半数の選任を検討するように促すべき。

(2) いわゆる「スキル・マトリックス」

◇上場企業は、取締役の選任に当たり、事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定し、その上で、いわゆる「スキル・マトリックス」をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを公表するべき。

◇その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含むよう求めるべき。

(3) その他（コロナ後の企業の変革を主導するとの観点から検討を更に深めていく論点）

◇独立性の高い指名委員会（法定・任意）の設置と機能向上（候補者プールの充実等の CEO や取締役の選解任機能の強化、活動状況の開示の充実）

◇独立性の高い報酬委員会（法定・任意）の設置と機能向上（企業戦略と整合的な報酬体系の構築、活動状況の開示の充実）

◇筆頭独立社外取締役の設置や独立社外取締役の取締役会議長への選任を含めた、独立社外

取締役の機能向上

◇取締役会の評価の充実（個々の取締役や法定・任意の委員会を含む自己・外部評価の開示の充実等）

2. 企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）の確保

◇上場企業に対し、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況の公表を求めるべき。

◇多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表するよう求めるべき。

加えて、2021 年春の CG コード改訂に向けて、さらに次の事項についても検討を進める方針が示されている。なお、子会社上場（親子上場）問題については、後述(6)(B)も参照されたい。

①グループガバナンスのあり方（子会社上場（親子上場）問題を含む）

②資本効率の考え方

③人材投資

④監査の信頼性の確保

など

（主な関連レポート等）

[横山淳「SSコード、CGコード 両コードの今後の見直しの方向性が明らかに」（2019年4月15日大和総研レポート）](#)

[横山淳「日本版スチュワードシップ・コード再改訂」（2020年4月3日大和総研レポート）](#)

[鈴木裕・神尾篤史「社外取締役増員を求めるガバナンス・コード改訂」（2020年12月10日大和総研レポート）](#)

(3)FinTechなどを踏まえた決済法制、金融サービス仲介法制の見直し

近年のITの進展などに伴い、金融サービスのアンバンドリング、金融・非金融を組み合わせたリバンドリング、異業種からの金融サービス参入などの動きがある。こうした新しい動きに対して、既存の金融法制の枠組みでは十分に対応できない危険性がある。そのため、従来の銀行、証券、保険などといった業態別の金融規制を改め、同一の機能・リスクには、同一の規制を課すという考え方にに基づき、機能別・横断的な金融規制を目指す議論が、金融庁の金融審議会「金融制度スタディ・グループ」、「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」において進められてきた。

これらの議論を踏まえ、2020年6月、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。主な改正内容は次の通りである。

- ①多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービス仲介業」の創設
- ②高額送金を取扱い可能な類型（第一種資金移動業）や少額送金のみを取り扱う類型（第三種資金移動業）を設けるなどの資金移動業の規制の見直し
- ③一定の収納代行（いわゆる「割り勘アプリ」が念頭）が資金移動業に該当し、資金移動業登録などが必要であることを明確化
- ④前払式支払手段（プリペイドカードなど）についての利用者保護の拡充

上記①は、公布日（2020 年 6 月 12 日）から起算して 1 年 6 月以内の政令指定日、②～④は、公布日から起算して 1 年以内の政令指定日から施行される予定である。

（主な関連レポート等）

[横山淳「IT の進展、金融サービスのアンバンドリングなどに対応した機能別・横断的な金融規制の『中間整理』」（2018 年 6 月 20 日大和総研レポート）](#)

[横山淳「決済、金融サービス仲介法制の見直し」（2019 年 6 月 24 日大和総研レポート）](#)

[横山淳「金融サービス仲介、資金移動の改正法、成立」（2020 年 7 月 2 日大和総研レポート）](#)

（4）金融審議会市場制度ワーキング・グループ（成長資金の供給のあり方など）

2020 年 12 月、金融審議会市場制度ワーキング・グループ（市場制度 WG）は、[「第一次報告」](#)をとりまとめた。その主な内容は次の通りである。

◇海外の投資運用業者等の受入れ

◇外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和

市場制度 WG は、積み残した次のテーマについて、更に検討を進めることとしている。

◇成長資金の供給のあり方

◇国内顧客に関する（銀行・証券間の）情報授受規制

このうち「成長資金の供給のあり方」としては、例えば、次の検討課題が掲げられている。

①非上場株式等の発行・流通の活性化

②VC（ベンチャー・キャピタル）・PE（プライベート・エクイティ）ファンドを通じた資金供給の円滑化

2021 年前半には、これらについての報告書のとりまとめが見込まれている。

（5）特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

2019 年 6 月に公表された政府の「成長戦略実行計画」を受けて、取引関係の透明化に対応しつつ、イノベーションを阻害しない形で可能な限り自主性を尊重したルールとして、2020 年 5 月、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が成立した。同

法は、公布日（2020年6月3日）から起算して1年以内の政令指定日から施行される予定である。

同法により、デジタルプラットフォーム提供者は、デジタルプラットフォームで商品等を提供する利用者（商品等提供利用者）に対して、契約条件を開示し、契約条件を変更する時には事前に通知しなければならない。また、デジタルプラットフォーム提供者は、経済産業大臣が定める指針を踏まえて、商品等提供利用者に適切な対応をするための体制・手続等を（自主的に）整備することが求められる。

取引条件等の情報の開示や上記の体制整備等の状況について、デジタルプラットフォーム提供者は、自己評価を付したレポートを経済産業大臣に毎年度提出しなければならない。レポートを受理した経済産業大臣は、デジタルプラットフォームの運営状況のレビュー（評価）を行い、その評価結果を公表することとされている。

ただし、同法の規律の対象となるデジタルプラットフォームは、当面、大規模なオンラインモールとアプリストアに限られる予定である。

（主な関連レポート等）

[金本悠希「独占禁止法の企業結合規制等の議論」（2018年12月26日大和総研レポート）](#)

(6) 東京証券取引所の上場制度見直し

(A) いわゆる「新市場区分」

2019年12月、金融審議会市場ワーキング・グループ「市場構造専門グループ」報告書が公表された。この中で、東京証券取引所（東証）のいわゆる市場区分について、「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」の3つに再編する方針が示された。これを踏まえて、東証は、2020年11月に「[資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直し（市場区分再編に係る第一次制度改正事項）](#)」（市場区分再編を見据えた新規上場基準等の改正など）を実施した。さらに、12月には「[市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）](#)」（新市場区分の全体像、流通株式の定義の見直し、上場会社の移行プロセス、経過措置など）の制度要綱が公表されている。

図表2 東証の新市場区分のポイント

市場区分	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場
上場制度 (コンセプト)	多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの上場制度	公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場会社として基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの上場制度	高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの上場制度

市場区分	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場
流動性	流通株式数： 20,000 単位以上 流通株式時価総額： 100 億円以上 など	流通株式数： 2,000 単位以上 流通株式時価総額： 10 億円以上 など	流通株式数： 1,000 単位以上 流通株式時価総額： 5 億円以上 など
ガバナンス	CG コード全原則（プライム市場向け）適用 流通株式比率：35%以上	CG コード全原則適用 流通株式比率：25%以上	CG コード基本原則のみを適用 流通株式比率：25%以上

（出所）東京証券取引所「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改革事項）」（2020 年 12 月 25 日）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成。下線太字は筆者による。

2021 年春以降には、前述(2)の CG コード改訂などを受けて、「第三次制度改革事項」の制度要綱が公表される予定である。その後、移行基準日（2021 年 6 月 30 日）における上場維持基準への適合状況を踏まえ、2021 年 9～12 月の上場会社による市場選択手続を経て、2022 年 4 月 4 日、新市場区分への一斉移行が予定されている。

（主な関連レポート等）

[神尾篤史「東証再編に関する最終報告書（案）」（2019 年 12 月 26 日大和総研レポート）](#)

[神尾篤史「東証再編に係る現行制度の改正」（2020 年 7 月 30 日大和総研レポート）](#)

[神尾篤史「まもなく公表？東証再編の制度改革の注目点」（2020 年 12 月 2 日大和総研レポート）](#)

[神尾篤史「東証市場再編の概要と TOPIX の見直し」（2020 年 12 月 30 日大和総研レポート）](#)

（B）子会社上場（親子上場）問題

2019 年 6 月に公表された政府の「成長戦略実行計画」、経済産業省コーポレート・ガバナンス・システム研究会の「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」などを受けて、2020 年 2 月、東証は、子会社上場（親子上場）に関連し、次の規則改正を行った。

- ◇独立役員の独立性基準の強化（過去 10 年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者は、独立性なし）
- ◇グループ経営の考え方等の開示の充実（親子上場の親会社に対して、上場子会社を有する意義、上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方針などをコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するように求めるなど）

さらに、2020 年 9 月、東証の「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」が、[「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」](#)を公表した。その主な内容は次の通りである。

- ①情報開示の充実
- ②手続（支配株主が上場子会社の非公開化を目的とした公開買付けを行う局面における少数株主保護の枠組み）
- ③ガバナンス（独立社外取締役の選任等）

④適用範囲（「支配株主」には該当しないものの、実質的な支配力を持つ「支配的な株主」を有する上場会社にも規制の適用対象を拡大）

これらのうち、上記①と④については、実施できるものから段階的に制度・運用の整備を進め、②「手続」と③「ガバナンス」については、検討を継続する方針が示されている。

なお、③「ガバナンス」については、前記(2)のCGコード改訂に向けた議論でも取り上げられている。

（主な関連レポート等）

[横山淳「グループ・ガバナンス 上場子会社（親子上場）を巡る最近の議論」（2019年7月19日大和総研レポート）](#)

[横山淳「上場子会社に関する東証規則改正」（2020年2月26日大和総研レポート）](#)

[横山淳「上場子会社の少数株主保護に向けた取組み」（2020年9月15日大和総研レポート）](#)

(7) 個人情報保護法改正法

2020年6月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が公布された。主な内容は以下の通りである。

- ①個人の権利の拡充（利用停止等の権利の拡充、保有個人データの開示方法の本人による指示、第三者提供記録の開示請求、オプトアウト規定の厳格化など）
- ②漏えい等の際の委員会報告・本人通知の義務化
- ③個人データの提供先基準の明確化（提供先で個人データとして取得されることが想定される場合の規定）
- ④外国の第三者への個人データ提供に関する規制の強化
- ⑤事業者内で円滑にデータ分析等を行うことを可能とする「仮名加工情報」の創設
- ⑥罰則の強化

上記①～⑤は、公布日から2年以内の政令指定日（2022年4月頃の予定）から施行される。なお、上記⑥は公布日から6か月後（2020年12月12日）に施行されている。

（主な関連レポート等）

[藤野大輝「個人情報保護法の改正案が閣議決定」（2020年3月23日大和総研レポート）](#)

[藤野大輝「改正個人情報保護法の詳細規定の検討状況」（2020年11月17日大和総研レポート）](#)